

山口県報

平成24年
4月13日
(金曜日)

目次

告示	瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)	一
	生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課)	三
	生活保護法の規定に基づく施術者の指定(厚政課)	三
	生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)	三
	生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(二件)(厚政課)	三
	土地改良区定款変更の認可(農村整備課)	三
	指定施業要件の変更予定保安林(森林整備課)	三
	道路の位置の指定(二件)(建築指導課)	四
	包括外部監査契約の締結(監査委員事務局)	四
	公告	五
	国土調査の成果の認証(地域政策課)	五
	家畜商講習会の開催(流通企画室)	五
	土地改良区役員の届出(農村整備課)	六
	土地改良事業計画変更の認可申請に係る決定(農村整備課)	六
	基本測量の実施の終了(監理課)	六
	公共測量の実施の終了(三件)(監理課)	七
	建築士の懲戒(建築指導課)	七
	開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	七
	選管告示	八
	政治団体の名称等	八
	政治団体の異動事項	八
	解散等に係る政治団体の名称等	九
	政治資金規正法第十七条第二項の規定の適用を受ける政治団体の名称等	九
	資金管理団体の名称等	一〇

資金管理団体の異動事項	一〇
政治資金規正法第十九条第三項第一号に該当する旨の届出があつた資金管理団体の名称等	一〇
個人演説会等を開催することができる施設	一〇
公安委告示	一〇
技能検定員審査の実施	一〇
教習指導員審査の実施	一〇
監査公表	一四
監査公表(二件)	一七



山口県告示第六十九号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づく特定施設の設置の許可の申請があつたので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十四年四月十三日から同年五月七日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

山口県知事 二井 関成

- 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部興産株式会社
住 所 宇部市大字小串一九七八番地の九六
- 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 宇部興産株式会社宇部ケミカル工場東地区
所在地 宇部市大字小串一九七八番地の一〇
- 特定施設に関する事項

No. 7 排 水 口	No. 6 排 水 口	No. 3 排 水 口	No. 2 排 水 口	No. 1 排 水 口	排 水 口	排 出 水 の 汚 染 状 態 の 値		排出水の日当たりの量 (m ³)
						水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
八・三	"	七・五	七・二	七・四	通 常	通 常	通 常	六四八、〇〇〇
"	"	"	"	九・六	最 大	最 大	最 大	六四八、〇〇〇
三・一	"	三・五	六・七	一〇・九	通 常	通 常	通 常	九一、二〇〇
"	四・五	一五	"	二〇	最 大	最 大	最 大	九一、二〇〇
"	七	一八	二二	一五・九	通 常	通 常	通 常	三三、五四
"	"	"	"	二五	最 大	最 大	最 大	三三、五四
"	"	"	"	二・五	通 常	通 常	通 常	四四、六五・九
"	〇・六	〇・六九	一・二	一五	最 大	最 大	最 大	四六、七九四
"	三	六	五	四八	通 常	通 常	通 常	
〇・〇六	"	〇・〇五	〇・〇六	〇・〇五	通 常	通 常	通 常	
"	"	〇・二	"	〇・八	最 大	最 大	最 大	
六四八、〇〇〇	九一、二〇〇	二四、七五〇	四四、六五・九	二八、二三〇・八	通 常	通 常	通 常	
六四八、〇〇〇	九一、二〇〇	三三、五四	四六、七九四	三三、五四	最 大	最 大	最 大	

四 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

種 類	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	汚水等の日当たりの量 (m ³)	
							通 常	最 大
"	"	"	"	"	"	"	〇・一	二・八
四七―八	七	八・六	検出せず	一〇	検出せず	検出せず	〇・〇五	〇・二

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

種 類	能 (m ³ /日)	構 造		使 用 の 方 法	
		工事着手予定年月日	工事完成予定年月日	使用開始予定年月日	使用の期間
"	一〇	"	"	"	"
四七―八	二二	平成二四、六、一四	平成二四、七、二〇	平成二四、七、二五	断続二四時間 変動なし

備考 「四七―八」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第四十七号の医薬品製造業の用に供する分離施設をいう。

(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

No.10	No. 8
排水口	排水口
七・五	"
"	"
四・二	"
二〇	"
一三	"
"	"
"	"
五・八	"
一三	"
〇・二二	"
二七七、七〇三・三	八五二、二二〇
八五、三三七・一	八五二、二二〇

山口県告示第七十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年四月十三日

医療名称	所在地	指定年月日
山手ささきクリニック	山口市小郡下郷二二二〇の一	平成二四、三、一
まりふ内科・心療内科	岩国市麻里布町二丁目二番一八号	" " " "
ききょう薬局	山口市小郡下郷二二二〇の一	" " " "

山口県告示第七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十四年四月十三日

施術者の氏名	施設名称	所在地	指定年月日
松村 隆志	誠心堂整骨院	宇部市西宇部南二丁目一三番二八―一号	平成二三、一一、一五
林 孝	青葉鍼灸整骨院	山口市葵二丁目八番一七号	平成二四、二、二九

山口県告示第七十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年四月十三日

居宅介護事業者の氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業者の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
社会福祉法人 鹿野福祉会	周南市大字鹿野上二七五五の一	グループホームせせらぎ	周南市大字鹿野上二七五五の一	認知症対応型共同生活介護	平成二四、二、一

山口県告示第七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年四月十三日

介護予防事業者の氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業者の名称	事業の種類	指定年月日
特定非営利活動法人 生き活きネットみすみ	長門市三隅中二九〇の一	ヘルパーステーション生きたきネットみすみ	介護予防訪問介護	平成二四、一、一
社会福祉法人 鹿野福祉会	周南市大字鹿野上二七五五の一	グループホームせせらぎ	介護予防認知症対応型共同生活介護	" " " "

山口県告示第七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地

改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成二十四年四月十三日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称

認可年月日

美祢市於福土地改良区

平成二四、四、五

山口県告示第百七十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する予定である。

平成二十四年四月十三日

山口県知事 二井 関成

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

山口市阿東生雲東分字三谷七〇〇の一、七〇〇の二三、七〇〇の二五、字猫堂奥九七三の一、九七三の一、九七三の一六、九七三の一七、字榎谷一五八九の一、一五八九の八、阿東生雲西分字西橋原一四一六の一、阿東徳佐上字楠谷一四八四の四、一四八四の五、字本谷一四八四の二八七から一四八四の二八九まで、阿東徳佐中字芦谷一四八八の二、字畑ノ奥一五八六の一、一五八六の二

二 保安林として指定された目的

水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、山口市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び山口市経済産業部林業振興課に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

萩市川上字榎瀬五二〇の一（次の図に示す部分に限る。）、字道平二九一〇の一、二九一〇の一八から二九一〇の二三まで、二九一〇の三一、字根引二九六九の五、字洗川三九〇七の六、三九〇七の一〇から三九〇七の一五、字中木屋三九六四の六、三九六四の一から三九六四の二三まで、三九六四の一九、大字紫福字奥材木谷五二六の一、五二六の四、五二六の五、大字高佐下字上足谷七六七の一、七六七の二、七六七の六から七六七の一九まで

岩国市周東町明見谷字榎ノ木二七六の二、二七六の七から二七六の一一まで、周東町瀬越字宮杉七三九の二、七三九の一七から七三九の二〇まで、周東町祖生字堂屋敷一〇五〇の一、一〇五〇の二、字平畑一八八九の一、一八八九の二、字小屋ヶ谷三六二七の一、三六二七の二、三六二七の四

二 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
萩市川上字道平二九一〇の一・字中木屋三九六四の六・三九六四の一・大字高佐下字上足谷七六七の一（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百七十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地 光市室積新開二丁目五七〇〇の一	幅 (メートル) 四・五	延 (メートル) 一三・四	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 一〇九・〇四
---------------------------	--------------------	---------------------	-------------------------------------

山口県告示第七十七号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。
その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年四月十三日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地 山陽小野田市赤崎二丁目四四八二の四及び四四八二の四地先	幅 (メートル) 四・五〇	延 (メートル) 四・五	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル) 二六・二二
---------------------------------------	---------------------	--------------------	------------------------------------

山口県告示第七十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の三十六第一項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結した。

平成二十四年四月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 包括外部監査契約の期間の始期
平成二十四年四月一日
- 二 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法
基本報酬の額に執務日数及び実費を考慮して算定した額を加算する方法
- 三 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
天羽 満則 岩国市昭和町一丁目一〇番一〇号
- 四 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法

各月ごとの概算払



(二一六) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十四年四月十三日

山口県知事 二井 関成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称 山口市	国土調査を行った期間 平成二十二年六月四日から平成二十三年九月八日まで	成果の名称 山口市地籍図 山口市地籍簿	国土調査を行った地域 江崎の一部
---------------------	--	---------------------------	---------------------

二 認証年月日

平成二十四年四月十三日

(二一七) 家畜商講習会の開催

家畜商法(昭和二十四年法律第二百八号)第四条の二第一項の規定により、家畜商講習会を次のとおり開催します。

平成二十四年四月十三日

山口県知事 二井 関成

- 一 講習の対象となる者
家畜の取引の事業を営むため、家畜商の免許を受けようとする者
- 二 講習会の日時及び場所
(一) 日時 平成二十四年六月五日(火曜日)及び同月六日(水曜日)の午前九時から午後五時まで
(二) 場所 山口市滝町一番一号 山口県庁農林水産部二号会議室
- 三 講習の科目及び時間

科 目	時 間
家畜の取引に関する法令	四
家畜の品種及び特徴	四
家畜の悪癖、機能障害及び疾病	六

四 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講願書に家畜商講習会受講手数料三千四百七十円に相当する山口県収入証紙及び写真(縦三・五センチメートル、横二・五センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のものとする。)を貼って、県内に居住する者にあつてはその者の住所を管轄する農林事務所の畜産部に、県外に居住する者にあつては山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県農林水産部流通企画室に提出すること。

五 受講願書の提出期限

平成二十四年五月十四日(月曜日)

六 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口県農林水産部流通企画室(電話〇八三―九三三―三三九五)又は最寄りの農林事務所の畜産部にすること。

(二一八) 土地改良区の役員の氏名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の氏名及び住所の届出がありました。

平成二十四年四月十三日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員

土地改良区の名称 柳井市土地改良区
理事の別 理事の別 氏 名 住 所
河村 利博 柳井市新庄二九二五の二
清重 一男 阿月二二六七

二 退任した役員

土地改良区の名称 柳井市土地改良区
理事の別 理事の別 氏 名 住 所
森永 信範 柳井市新庄二七二三

(二一九) 土地改良事業計画の変更の認可の申請に係る決定

次の土地改良事業の計画の変更の認可の申請は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、適当であると決定したので、同法第四十八条第九項において準用する同法第八条第六項の規定により、その決定に係る変更された土地改良事業計画書及び定款の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年四月十三日

山口県知事 二井 関成

一 事業の内容

土地改良区の名称 柳井市土地改良区
施行地区 上迫口下地区
事業の種類 ため池の整備

二 縦覧の期間

平成二十四年四月十六日から同年五月七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

(二二〇) 基本測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十四年四月十三日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

基本測量(標高データ及びオルソ画像作成)

二 作業の地域

萩市見島

三 作業の期間

平成二十三年四月一日から平成二十四年三月三十日まで

(一一一) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十四年四月十三日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

公共測量(都市計画図作成)

二 作業の地域

山口市

三 作業の期間

平成二十三年五月二十七日から平成二十四年三月二十三日まで

(一二二) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、山口地方務局長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十四年四月十三日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

公共測量(基準点測量)

二 作業の地域

周南市大字栗屋

三 作業の期間

平成二十三年十月一日から平成二十四年三月十九日まで

(一二三) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長から次のとおり

公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

平成二十四年四月十三日

山口県知事 二井 関成

一 作業の種類

公共測量(空中写真測量)

二 作業の地域

岩国市及び阿武郡阿武町

三 作業の期間

平成二十三年十月二十日から平成二十四年三月二十六日まで

(一二四) 建築士の懲戒

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)第十条第一項の規定により、次のとおり建築士に対し、業務の停止を命じました。

平成二十四年四月十三日

山口県知事 二井 関成

一 処分をした年月日

平成二十四年三月二十九日

二 処分を受けた者

氏名 二級建築士又は木造建築士の別 登録番号

安田 弘道 二級建築士 第八七八七号

三 処分の内容

平成二十四年四月十五日から同年五月十四日までの間における建築士業務の停止

四 処分の原因となった事実

建築士事務所の登録の有効期間の満了後、更新の登録を受けずに、業として他人の求めに心じ報酬を得て設計等を行った。

(一二五) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十四年四月十三日

山口県知事 二井 閑成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
熊毛郡田布施町大字麻郷字浜田
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊毛郡田布施町大字麻郷三一八六番地
山本 和俊



山口県選挙管理委員会告示第二十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出があつた政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年四月十三日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 顯

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(年月日)
自由民主党山口県岩国市第二支部	橋本 尚理	辻村 亘宏	岩国市麻里布町 / 丁目4番3号	以上の市町村の区域等として設けられた政党(自由民主党)以上の支部(自由民主党)	平成24、3、2
自由民主党山口県山口市第六支部	吉田 充宏	吉田 一成	山口市中央2丁目6番5号	〃	〃 28
五十嵐ひとみ後援会	野村 英昭	三谷 隆	宇部市南浜町2丁目4番2号	〃	〃 6
維新の会山口	高松 勇雄	高松 智子	周南市大字大島/728	〃	〃 21
南口彰夫後援会	野村 英昭	北野 泰弘	美祿市大嶺町宗高/963の8	〃	〃 〃

山口県選挙管理委員会告示第二十一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七条第一項の規定による届出があつた政治団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十四年四月十三日

山口県選挙管理委員会 上 符 正 顯

政治団体の名称	異動事項	異動内容		届出(年月日)
		新	旧	
自由民主党田万川支部	代表者	水津 一之	原 久夫	平成24、3、15
	事務所	萩市大字中小川69207 /	萩市大字上田万2184の2	
自由民主党山口県自動車販売支部	代表者	大原 敏之	鈴木 久義	〃 〃
自由民主党山口支部	会計責任者	野村 幹男	藤本 義弘	〃 〃 23
民主党山口県総支部連合会	代表者	加藤 寿彦	藤谷 光信	〃 〃 28
井原健太郎後援会	事務所	柳井市南町1丁目7番5号	柳井市中央3丁目7番1号	〃 〃 14
河村淳後援会	代表者	河村 正吉	又野 芳明	〃 〃 12
河村龍男後援会	〃	河村 龍男	森本 新一	〃 〃 26
河本芳久後援会	〃	野村 博信	原川 康	〃 〃 12
志賀光法後援会	会計責任者	志賀 光法	志賀 英治	〃 〃 22
青山会	〃	田淵 雄三	板垣 聡	〃 〃 8
政治結社大日本新政会萩支部	〃	藤田 定彦	福田香夫里	〃 〃 28
政治結社大日本忠義同志会	〃	豊嶋 和博	山根 鉄也	〃 〃 14
たかむら勉君を育てる会	〃	田淵 雄三	板垣 聡	〃 〃 8
竹岡昌治後援会	〃	千々松昭一	三国 亮二	〃 〃 27

俵かおる後援会	代表者	五嶋 明文	田原美智男	〃	〃	30
中国電力労働組合政治連盟山口統括本部	会計責任者	野村章太郎	田村 慶一	〃	〃	14
	代表者	坂本 龍吉	沖山 卓司	〃	〃	29
とくしげ謙二後援会	会計責任者	河村 裕幸	池野 淳司	〃	〃	29
	〃	西村 寿美	西村 俊枝	〃	〃	〃
福田良彦後援会	事務所	岩国市南岩国町3丁目3番11-2号	岩国市平田5丁目42番/3号	〃	〃	27
宮内欣二後援会	会計責任者	山本 好弘	若木 勝利	〃	〃	6
村上げけんじ後援会	代表者	蔵永 秀樹	上田 良治	〃	〃	9
	事務所	山口市元町968の1	山口市小郡下郷239	〃	〃	30
山口県農協農政推進連盟	会計責任者	中村 滋	本廣 詔三	〃	〃	30
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	政治資金規正法第79条の7に規定する国会議員関係政治団体	〃	〃	〃
	代表者である公職の候補者に係る公職の種類	—	衆議院議員	〃	〃	15
	公職の候補者の氏名	—	山本繁太郎	〃	〃	〃
山本繁太郎後援会	公職の種類	—	衆議院議員	〃	〃	〃
	衆議院議員	—	衆議院議員	〃	〃	〃

山口県選挙管理委員会告示第二十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による届出があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年四月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顯

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
明日のいわくに	横島 紘	森重 典夫	岩国市平田5丁目5/番/3号	平成24年2月29日
阿部秀樹後援会	桜井 博志	吉川 日生	〃 周東町上久原2439の5	平成23年12月31日
王田威博後援会	王田 威博	王田 英子	大島郡周防大島町大字西屋代85の2	平成24年3月26日
きかね忠後援会	西村 勝人	大原 道子	岩国市美和町波前/639	平成23年11月1日
佐々木隆義後援会	村中 清士	阿部 良人	美祿市秋芳町岩永下郷2269	平成22年12月30日
しばさき修一郎後援会	中野 清	河野 泰治	〃 大嶺町北59764	平成24年3月28日
中島裕一後援会	本永 威	中島タカ子	山口市小郡下郷/215の12	〃 〃 20
中村淳良後援会	三木 省吾	中村 力	玖珂郡和木町和木4丁目/3番35号	〃 〃 14
はしもとよしみ後援会	橋本 嘉美	橋本 巖	宇部市大字船木569の2	平成23年12月20日
布施文子後援会	岩野 和夫	橋本 良政	美祿市大嶺町奥5911の3	平成24年2月29日
山田しょうじ後援会	中村 浩美	名波 三郎	山口市佐山/518	平成23年3月20日
裕政会	中島 裕一	中島タカ子	〃 小郡下郷/215の12	平成24年〃

山口県選挙管理委員会告示第二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第二項の規定により、平成二十四年四月三日以後、政治活動（選挙運動を含む。）のために寄附を受け、又は支出するものができなくなった政治団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年四月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顯

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
---------	--------	----------	------------

新しい岩国を創る会	近藤勇次郎	中田 晃壽	岩国市周東町西長野3099の6
池田良幸後援会	笹川 晴美	世良 定	〃 本郷町本郷2/108
石川宜信後援会	石川 宜信	石川 美子	山陽小野田市大字有軌55の2
浦部ひろこ後援会	浦部 洋子	浦部 孝一	山口市阿東地福上1/45の7
岡田つとむ後援会	田中 重徳	岡田 勝之	山陽小野田市大字植生999の1/3
河村誠一後援会	河村 誠一	田村 節男	岩国市錦町広瀬6694の3
下井洋美後援会	杉本 利夫	伊藤 民二	宇部市大字矢矯4/39
俊光会	高杉 敏也	末広 綾子	山口市木町3番2号
新山口市民倶楽部	末広 綾子	原 信義	〃 占熊/丁目6番1/号
せき伸久後援会	関 伸久	関 幸弘	萩市大字椿東2399の1
原田勝敏後援会	山村 六一	阿波 博人	長門市深川湯本/351の1/3

山口県選挙管理委員会告示第二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年四月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		代表者の氏名	備 考 （指定届出年月日）
		名 称	主たる事務所の所在地		
高松 勇雄	周南市議会議員	維新の会山口	周南市大字大島/728	高松 勇雄	平成24、3、21

山口県選挙管理委員会告示第二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

平成二十四年四月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	異 動 項 目	異 動 内 容		備 考 （年月日）
				新	旧	
井原健太郎	柳井市長	井原健太郎後援会	事務所	柳井市南町柳丁目7番5号	柳井市中区柳丁目7番3号	平成24、3、14

山口県選挙管理委員会告示第二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定による届出があつた同項第二号に該当する資金管理団体の名称等は、次のとおりである。

平成二十四年四月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体		備 考 （資金管理団体でなくあつた旨の届出年月日）
		名 称	主たる事務所の所在地	
中島 裕一	山口市議会議員	裕政会	山口市小郡下郷/2/15の1/2	中島 裕一 平成24、3、29

山口県選挙管理委員会告示第二十七号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第一項第三号の規定により市町の選挙管理委員会が指定した個人演説会、政党演説会又は政党等演説会を開催することのできる施設は、次のとおりである。

平成二十四年四月十三日

山口県選挙管理委員会委員長 上 符 正 顕

名 称 所 在 地 指 定 年 月 日

河原コミュニティセン 美祢市伊佐町河原六〇八
 ター 平成二四、三、三一



山口県公安委員会告示第十一号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の二第四項第一号イの技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十四年四月十三日

山口県公安委員会

- 一 審査の種類
 技能検定員審査（大型）及び技能検定員審査（中型）
- 二 審査の日時及び場所
 (一) 日時 平成二十四年五月十四日（月曜日）及び同月十五日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
 (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
 平成二十四年四月二十三日（月曜日）から同月二十七日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 (一) 技能検定員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）別記様式第一号によること。）
 (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）
 六 運転免許証の提示
 審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万三千五百円（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万三千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千円
三 教則の内容となつている事項	二千円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千円
五 技能検定の実施に関する知識	二千二百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千八百五十円

備考
 大型自動車免許又は中型自動車免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二千九百五十円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。
- 一 審査の種類
 技能検定員審査（普通）
- 二 審査の日時及び場所
 (一) 日時 平成二十四年五月十五日（火曜日）及び同月十六日（水曜日）の午前九時から午後五時十五分まで

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	三千七百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	六千四百円
三 教則の内容となっている事項	千八百五十円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	千八百五十円
五 技能検定の実施に関する知識	二千元
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	千九百五十円

- 二 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十四年四月二十三日(月曜日)から同月二十七日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
 - (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万九千六百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万九千六百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

- 備考
- 普通自動車免許に係る技能検定員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二百円を減ずるものとする。
- 八 その他
 - (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
 - (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。
 - 一 審査の種類
技能検定員審査(大特)、技能検定員審査(大自二)、技能検定員審査(普自二)及び技能検定員審査(牽引)
 - 二 審査の日時及び場所
 - (一) 日時 平成二十四年五月十七日(木曜日)及び同月十八日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで
 - (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
 - 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十四年四月二十三日(月曜日)から同月二十七日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
 - 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
 - 五 提出書類
 - (一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 - (二) 規則第十七条第一項各号又は第二項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
 - (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
 - 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
 - 七 審査手数料

一万四千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万四千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	二千二百円
三 教則の内容となつてゐる事項	二千二百円
四 自動車教習所に関する法令についての知識	二千二百円
五 技能検定の実施に関する知識	二千二百五十円
六 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	二千四百五十円

備考

特定第一種運転免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に千五百円を、三及び四に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三百五十円を減ずるものとする。

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

技能検定員審査(大型二種)、技能検定員審査(中型二種)及び技能検定員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

(一) 日時 平成二十四年五月十八日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで
 (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十四年四月二十三日(月曜日)から同月二十七日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

(一) 技能検定員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
 (二) 規則第十七条第一項第二号又は第三項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当することを証する書面
 (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けようとする種類の技能検定員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

二万八千五百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ二万八千五百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 技能検定員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 自動車の運転技能に関する観察及び採点の技能	七千八百円
三 自動車の運転技能の評価方法に関する知識	三千五百円
四 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	一千七百元

備考

大型自動車第一種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る技能検定員審査を受けようとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千五百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

山口県公安委員会告示第十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十九条の三第四項第一号イの自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査を次のとおり実施する。

平成二十四年四月十三日

山口県公安委員会

一 審査の種類

教習指導員審査（大型）及び教習指導員審査（中型）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十四年五月二十一日（月曜日）及び同月二十二日（火曜日）の午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間

平成二十四年四月二十三日（月曜日）から同月二十七日（金曜日）までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の一 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書（技能検定員審査等に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第三号。以下「規則」という。）（別記様式第一号によること。））
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真（縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。）

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証を提示す

七 審査手数料

一万五千元（その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万五千元から同表の下欄に掲げる額を減じた額）に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千五百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百五十円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百五十円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千四百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千四百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千三百五十円

備考

大型自動車免許又は中型自動車免許に係る教習指導員審査を受けよとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に百円を減ずるものとする。

八 その他

- (一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。
- (二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課（電話〇八三一九七三―二九〇〇）にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査（普通）

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十四年五月二十二日（火曜日）及び同月二十三日（水曜日）の午前

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	二千七百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千四百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千三百円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百円

- 九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター
- 三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十四年四月二十三日(月曜日) から同月二十七日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
- 四 審査申請書の提出先
山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課
- 五 提出書類
- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)
- 六 運転免許証の提示
審査申請書の提出時に、受けよつとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。
- 七 審査手数料
一万千八百円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万千八百円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百十円
備考 普通自動車免許に係る教習指導員審査を受けよつとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に九百五十円を、四及び五に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に二百円を減ずるものとする。	
八 その他	
(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。	
(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。	
一 審査の種類 教習指導員審査(大特)、教習指導員審査(大自一)、教習指導員審査(普自一)及び教習指導員審査(牽引)	
二 審査の日時及び場所 (一) 日時 平成二十四年五月二十四日(木曜日)及び同月二十五日(金曜日)の午前九時から午後五時十五分まで	
(二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター	
三 審査申請書の受付期間及び時間 平成二十四年四月二十三日(月曜日) から同月二十七日(金曜日) までの午前八時三十分から午後五時十五分まで	
四 審査申請書の提出先 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課	
五 提出書類 (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)	
(二) 規則第十七条第一項各号又は第四項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面	
(三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)	
六 運転免許証の提示 審査申請書の提出時に、受けよつとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示す	

七 審査手数料

九千四百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ九千四百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	千三百円
二 技能教習に必要な教習の技能	千五百円
三 学科教習に必要な教習の技能	千五百円
四 教則の内容となつてゐる事項その他自動車の運転に関する知識	千二百五十円
五 自動車教習所に関する法令についての知識	千二百五十円
六 教習指導員として必要な教育についての知識	千五百円

八 その他

(一) 審査申請書は、山口県警察本部運転免許課に請求すること。

(二) この審査についての問合せは、山口県警察本部運転免許課(電話〇八三一九七三―二九〇〇)にすること。

一 審査の種類

教習指導員審査(大型二種)、教習指導員審査(中型二種)及び教習指導員審査(普通二種)

二 審査の日時及び場所

- (一) 日時 平成二十四年五月二十五日(金曜日)午前九時から午後五時十五分まで
- (二) 場所 山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県総合交通センター

三 審査申請書の受付期間及び時間
平成二十四年四月二十三日(月曜日)から同月二十七日(金曜日)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで

四 審査申請書の提出先

山口市小郡下郷三五六〇の二 山口県警察本部運転免許課

五 提出書類

- (一) 教習指導員審査申請書(規則別記様式第一号によること。)
- (二) 規則第十七条第一項第一号又は第五項各号のいずれかに該当する者であるときは、それぞれ当該各号に該当する者であることを証する書面
- (三) 写真(縦三センチメートル、横二・四センチメートルとし、申請前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上三分身像及び無背景のものとする。)

六 運転免許証の提示

審査申請書の提出時に、受けよつとする種類の教習指導員審査に用いられる自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を提示すること。

七 審査手数料

一万二千八百五十円(その者が次の表の上欄に掲げる審査細目についての審査を免除される者であるときは、それぞれ一万二千八百五十円から同表の下欄に掲げる額を減じた額)に相当する山口県収入証紙を審査申請書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

審査細目	減ずる額
一 教習指導員として必要な自動車の運転技能	四千四百五十円
二 技能教習に必要な教習の技能	千九百円
三 旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業に関する法令についての知識	二千七百円

備考

大型自動車第一種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第一種免許に係る教習指導員審査を受けよつとする者が一及び二に掲げる審査細目についての審査のいずれをも免除される者であるときは更に三千五百円を減ずるものとする。

ハ その他

- (一) 鹿角田建設センター 山口県建設本局鹿角田建設事務所に委託するに付。
- (二) 川の維持管理に付の委託させ、山口県建設本局鹿角田建設事務所（電話〇八三一九七三三—二一九〇〇）に委託する。



監査公表第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第 4 項の規定による監査について、同条第 9 項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成24年 4 月 13 日

山口県監査委員 塩 満 久 雄
 同 岡 村 精 二
 同 神 田 忠 二 郎
 同 石 津 敏 樹

監査の結果に関する報告

監 査 箇 所	監 査 年 月 日	監 査 委 員 名
人事課	平成23年10月19日	塩 満 久 雄
絵与厚生課	” ” 13日	神 田 忠 二 郎
広報広聴課	” ” 27日	石 津 敏 樹
統計分析課	” ” 19日	塩 満 久 雄
秘書課	” ” ”	” ” ”
市町課	” ” 13日	石 津 敏 樹
文化振興課	” ” ”	” ” ”
男女共同参画課	” ” ”	” ” ”
新産業振興課	” ” 18日	” ” ”
農業経営課	” ” 25日	神 田 忠 二 郎
農業振興課	” ” 28日	岡 村 精 二
農村整備課	” ” 19日	神 田 忠 二 郎
森林企画課	” ” 27日	石 津 敏 樹

森林整備課	”	”	19日	神 田 忠 二 郎
漁港漁場整備課	”	”	27日	石 津 敏 樹
道路建設課	”	”	18日	”
国体・障害者スポーツ大会局	平成24年 2 月 27 日	”	”	”
会計課	平成23年10月13日	神 田 忠 二 郎	”	”
物品管理課	”	”	”	”
議会事務局	”	”	18日	石 津 敏 樹
監査委員事務局	”	”	26日	塩 満 久 雄
労働委員会事務局	”	”	”	”
人事委員会事務局	”	”	”	”
教育庁教職員課	”	”	28日	岡 村 精 二
” 人権教育課	”	”	19日	岡 神 田 忠 二 郎
” 学校安全・体育課	”	”	28日	岡 神 田 忠 二 郎
警察本部会計課	”	”	25日	岡 塩 満 久 雄
岩国県税事務所	”	”	12月 8 日	石 津 敏 樹
柳井 ”	”	”	” 15日	神 田 忠 二 郎
周南 ”	”	”	11月 ”	”
山口 ”	平成24年 1 月 18 日	岡 村 精 二	”	”
宇部 ”	平成23年11月21日	”	”	”
下関 ”	”	”	” 9 日	塩 岡 石 ”
萩 ”	”	”	12月14日	神 田 忠 二 郎
消防学校	平成24年 2 月 21 日	”	”	”
東京事務所	平成23年11月11日	”	”	”
岩国県民局	”	”	12月 8 日	神 田 忠 二 郎
柳井 ”	”	”	” 15日	神 田 忠 二 郎
周南 ”	”	”	11月 ”	”
宇部 ”	”	”	” 21日	岡 塩 岡 石 ”
下関 ”	”	”	” 9 日	岡 塩 岡 石 ”
萩 ”	”	”	12月14日	岡 塩 岡 石 ”
消費生活センター	平成24年 2 月 21 日	”	”	”
動物愛護センター	平成23年10月31日	”	”	”
岩国健康福祉センター	”	”	11月 8 日	神 田 忠 二 郎
柳井 ”	”	”	12月12日	”

平 成 2 4 年 4 月 1 3 日 金 曜 日		平 成 2 3 年 1 2 月	
期 日	場 所	期 日	場 所
周南	"	高森	"
萩	"	柳井商工	"
岩国児童相談所	"	熊毛南	"
下関	"	田布施工業	"
萩	"	光丘	"
身体障害者福祉センター	"	下松	"
大阪事務所	"	華陵	"
岩国農林事務所	"	熊毛北	"
柳井	"	徳山	"
山口	"	徳山北	"
下関	"	南陽工業	"
長門	"	防府	"
萩	"	防府西	"
下関水産振興局	"	防府商業	"
柳井水産事務所	"	佐波	"
農林総合技術センター	"	西京	"
水産研究センター	"	山口農業	"
岩国土木建築事務所	"	宇部	"
柳井	"	宇部中央	"
周南	"	宇部西	"
防府	"	宇部工業	"
宇部	"	小野田	"
下関	"	厚狭	"
長門	"	小野田工業	"
萩	"	美祢	"
岩国港湾管理事務所	"	青嶺	"
周南	"	田部	"
宇部	"	長府	"
錦川総合開発事務所	"	下関南	"
宇部小野田湾岸道路建設事務所	"	響	"
山口宇部空港事務所	"	豊北	"
周防大島高等学校	"	天津	"
岩国	"	日置農業	"
	"	水産	"

萩商工 " 平成24年 1月27日

下関中等教育学校 平成23年12月 "

徳山総合支援学校 " " "

防府 " 平成24年 2月21日

山口南 " 1月27日

下関南 " 平成23年12月 "

豊浦 " 平成24年 2月21日

下松警察署 平成23年12月 1日

山口南 " " "

小串 " 平成24年 2月21日

美祢 " 1月27日

萩 " 平成23年12月 "

長府 " " "

小瀬川ダム管理事務協議会 平成24年 2月 "

監査の結果

財務に関する事務の執行については、おおむね適正と認められたが、なお、改善留意すべき事項は、次のとおりである。

農業経営課

農業改良資金貸付金の収入未済があった。

森林企画課

林業・木材産業改善資金貸付金違約金の収入未済があった。

森林整備課

1 物品購入に係る支出において、誤った支出科目に変更命令をしているものがあった。

2 物品の購入契約において、当該物品が山口県物品規則（昭和39年山口県規則第57号）第13条第1項に規定する物品に該当するにもかかわらず、物品管理課長に対して購入のために必要な手続を請求せず、かつ、随意契約によることとした理由が不適当なものがあった。

漁港漁場整備課

物品の修繕に係る物品修繕決議書がないものがあった。

教育庁人権教育課

高等学校等進学奨励費の収入未済があった。

警察本部会計課

放置違反金、放置違反金延滞金及び交通事故に係る弁償金の収入未済があった。

岩国県税事務所

収入証紙の売りさばき代金の調定において、会計年度を誤っているものがあった。

周南県税事務所

役務費の支払に係る経費の支出伺を行っていないものがあった。

山口県税事務所

契約金額が山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号。以下「規則」という。）第131条ただし書に規定する額を超える物品購入契約において、契約の相手方から請書を提出させていないものがあった。

萩県税事務所

役務費の支払に係る経費の支出伺を行っていないものがあった。

岩国県民局

物品の購入に係る物品購入決議書がないものがあった。

岩国健康福祉センター

生活保護費返還金及び母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。

柳井健康福祉センター

生活保護費返還金及び母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。

周南健康福祉センター

母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。

萩健康福祉センター

母子寡婦福祉資金貸付金の収入未済があった。

岩国児童相談所

児童保護費及び情緒障害児短期治療施設運営費の収入未済があった。

下関児童相談所
児童保護費及び情緒障害児短期治療施設運営費の収入未済があった。

萩児童相談所

児童保護費の収入未済があった。

柳井土木建築事務所

契約金額が規則第131条ただし書に規定する額を超える物品購入契約において、契約の相手方から請書を提出させていないものがあった。

萩土木建築事務所

道路等の占用料の調定の時期が遅延しているものがあった。

周南港湾管理事務所

海岸局の運営に係る負担金の調定の時期が遅延しているものがあった。

宇部小野田湾岸道路建設事務所

物品管理システムにおける備品等の入力をしていないものがあった。

なお、現在は、入力済みである。

山口農業高等学校

薬品使用簿に払出数量を登記していないものがあった。

なお、現在は、登記済みである。

日置農業高等学校

生産品の売払いに係る収入の調定の時期が遅延しているものがあった。

意 見

1 行政財産の使用料等の調定事務の適正化について

使用許可等の期間が2年度にわたる場合、新年度に係る行政財産の使用料、道路の占用料等は、4月30日までの日を納期限に指定しなければならないが、調定の時期が遅れたため、納期限が遅延している事例が見受けられた。

ついては、適正な納期限を指定するよう各年度ごとに速やかに調定を行い、調定事務の適正化を図らねばならない。

2 延滞債権管理簿の整理及び活用について

収入未済に係る債権については、債権の保全及び回収について全庁的な取組の基準

を定めた共通的な債権管理ガイドラインに基づき、滞納者ごとに延滞債権管理簿を整理することになっているが、これが整備されていない事例や記載が不十分な事例が見受けられた。

ついては、滞納者ごとに延滞債権管理簿を整理するとともに、その活用により収入未済に係る債権の適正な管理及び収納の促進に努められたい。

監査公表第7号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第7項の規定による監査について、同条第9項の規定により、次のとおり監査の結果に関する報告を決定したので、これを公表します。

平成24年4月13日

山口県監査委員	塩 満 久 雄
同	岡 村 精 二
同	神 田 忠 二 郎
同	石 津 敏 樹

監査の結果に関する報告

監 査 箇 所	監 査 年 月 日	監 査 委 員 名
社団法人山口県トラック協会	平成24年1月27日	石 津 敏 樹
財団法人やまぐち角膜・腎臓等複合バンク	2月6日	〃
社団法人無角和種振興公社	〃	〃
山口県農業会議	〃	〃
社団法人山口県青果物生産出荷安定基金協会	7日	岡 村 精 二
山口宇部空港ビル株式会社	〃	〃
社会福祉法人アスロン山荘	〃	〃
一般財団法人やまぐち女性財団	10日	神 田 忠 二 郎
財団法人山口県私学教育振興財団	〃	〃
社会福祉法人恩賜財団済生会	〃	〃
一般財団法人山口県文化振興財団	〃	石 津 敏 樹
社会福祉法人山口向陽会	〃	〃
株式会社日本ソノバナー	〃	〃

社会福祉法人慈光福祉会	〃	17日	神田忠二郎
社会福祉法人聖光会	〃	〃	〃
公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター	〃	20日	石津敏樹
財団法人山口県老人クラブ連合会	〃	〃	〃
財団法人山口県建設技術センター	〃	22日	塩溝久雄
山口県職業能力開発協会	〃	〃	〃
おいでませ！山口国体・山口大会実行委員会	〃	〃	〃

社団法人山口県トラック協会

- 1 県補助金について
 本法人は、貨物自動車運送事業の適正な運営及び公正な競争を確保することによって事業の健全な発達を促進し、もって事業の社会的、経済的地位の向上を図ることに寄与するとともに、会員相互の連絡調整を緊密にすることを目的として設立され、県は、平成22年度において、山口県運輸事業振興助成補助金309,854,000円を支出している。
- 2 監査の結果
 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

財団法人やまぐち角膜・腎臓等複合バンク

- 1 県出資金及び県補助金について
 本法人は、角膜及び強膜の提供希望者及び移植希望者の登録制度を設け、その提供あつせんを行うことにより、視覚障害者の機能回復に資するとともに、腎臓の提供希望者の登録制度を設け、並びに腎臓等臓器移植及び骨髄移植に関する保健衛生の知識の普及啓発を図り、もって県民の健康及び福祉の向上に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産298,984,193円のうち100,000,000円を出資している。
 また、県は、平成22年度において、山口県臓器移植連絡調整者設置事業補助金3,366,000円を支出している。
- 2 監査の結果
 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

社団法人無角和種振興公社

- 1 県出資金及び県補助金について
 本法人は、重要な地域資源である無角和種を有効に活用し、地域の個性を活かした安全で良質な食肉を安定的に供給するため、その生産、流通及び消費に関する新たな体制づくりを行うとともに、耕畜連携による土地利用型農業の振興を図り、もって、地域の農業・農村の振興に資することを目的として設立され、県は、基本財産155,500,000円のうち50,000,000円を出資している。
 また、県は、平成22年度において、山口県畜産振興対策補助金1,326,000円を支出している。
- 2 監査の結果
 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

山口県農業会議

- 1 県負担金及び県補助金について
 本会議は、農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位向上に寄与することを目的として設立され、県は、平成22年度において、農業会議会議員手当等負担金21,234,000円、農地制度実施円消化事業費補助金7,400,000円及び農業会議費補助金2,025,000円を支出している。
- 2 監査の結果
 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

社団法人山口県青果物生産出荷安定基金協会

- 1 県出資金及び県補助金について
 本法人は、果実の安定的な生産出荷の推進、果樹農業者の経営の支援、果樹の需要の拡大等を図るための事業等を実施するとともに、野菜類の生産出荷の安定的拡大を図るため、主要な野菜の価格安定対策をはじめとした野菜の生産出荷の安定に関する事業を実施し、もって青果物の主産地の育成及び生産農家の経営安定に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産254,630,000円のうち116,200,000円を出資している。
 また、県は、平成22年度において、果実等生産出荷安定交付準備金造成事業補助金431,733円を支出している。
- 2 監査の結果

財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

山口宇部空港ビル株式会社

- 1 県出資金及び県補助金について
 本法人は、貸室業、物品販売業等を営むことを目的として設立され、県は、資本金320,000,000円のうち96,000,000円を出資している。
 また、県は、平成22年度において、山口宇部空港貨物ターミナルビル監視警備業務補助金4,828,950円を支出している。
- 2 監査の結果
 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

社会福祉法人アスロン山荘

- 1 県補助金について
 本法人は、多様な福祉サービスが、その利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が個人の尊厳を保持しつつ自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平成22年度において、軽費老人ホーム事務費補助金61,586,000円及び社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金225,800円を支出している。
- 2 監査の結果
 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

一般財団法人やまぐち女性財団

- 1 県出資金について
 本法人は、女性の主体的・実践的な活動を支援することにより、女性の地位向上と社会参加の促進を図り、もって男女がともに協力し、ゆとりと豊かさを実感できる男女共同参画社会の実現を目指すことを目的として設立され、県は、基本財産等294,910,605円のうち294,000,000円を出資している。
- 2 監査の結果
 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

財団法人山口県私学教育振興財団

- 1 県補助金について
 本法人は、県内に幼稚園、小学校、中学校、高等学校、大学又は短期大学を設置している学校法人その他の者に対し、当該私立学校に勤務する教職員の退職金資金の給付並びに私立学校の振興に関する事業の援助又は助成及び施設整備の充実に必要な資金の貸付けその他私立学校教育の援助に必要な業務を行い、私立学校教育の振興に寄与することを目的として設立され、県は、平成22年度において、私学退職金財団補助金214,957,008円を支出している。
- 2 監査の結果
 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

社会福祉法人恩賜財団済生会

- 1 県補助金について
 本法人は、恩賜財団済生会創立の趣旨をうけて、社会福祉の増進を図ることを目的として設置され、県は、平成22年度において、山口県医療提供体制推進事業費補助金80,756,000円、山口県地域医療再生計画推進補助金4,864,000円、病院内保育所運営費補助金5,163,000円及びショートステイ利用円滑化事業補助金1,256,000円を支出している。
- 2 監査の結果
 財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

一般財団法人山口県文化振興財団

- 1 県出資金、県委託料及び公の施設に係る指定管理者の指定について
 本法人は、地域文化振興事業を行うことにより、本県の風土や伝統に根ざした地域性豊かな文化の創造を進め、もって県民生活の向上と生き生きとした快適な生活が実感できる住みよいふるさとづくりに寄与することを目的として設立され、県は、基本財産等300,100,000円のうち300,000,000円を出資している。
 また、県は、平成22年度において、秋吉台国際芸術村の管理に係る委託料154,744,000円を支出している。
- 2 監査の結果
 更に、県は、秋吉台国際芸術村に係る指定管理者の指定をしている。
 財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、おおむ

ね適正と認められた。

社会福祉法人山口向陽会

- 1 県補助金について
本法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平成22年度において、軽費老人ホーム事務費補助金76,568,000円及び社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金161,600円を支出している。
- 2 監査の結果
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

株式会社日本ソナパー

- 1 県委託料及び公の施設に係る指定管理者の指定について
本法人は、経営における人材の開発に関する事業等を営むことを目的として設立され、県は、平成22年度において、山口県若者就職支援センターの管理に係る委託料162,672,195円を支出している。
また、県は、山口県若者就職支援センターに係る指定管理者の指定をしている。
- 2 監査の結果
財政的援助及び公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

社会福祉法人慈光福祉会

- 1 県補助金について
本法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平成22年度において、軽費老人ホーム事務費補助金57,435,000円、社会福祉施設整備関係借入金償還元金等補助金696,000円及び社会福祉施設整備関係借入金利息等補助金516,300円を支出している。
- 2 監査の結果
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

社会福祉法人聖光会

- 1 県補助金について
本法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として設立され、県は、平成22年度において、軽費老人ホーム事務費補助金64,073,000円を支出している。
- 2 監査の結果
平成22年度及び平成21年度の軽費老人ホーム事務費補助金に係る実績報告書において、交付を受けようとする補助金の額の算出を誤ったことにより、同補助金が過大に交付されていた。
なお、過大に交付されていた補助金については、返納済みである。

公益財団法人山口県暴力追放運動推進センター

- 1 県出資金について
本法人は、暴力団員による不当な行為の防止及びこれによる被害の救済に関する事業等、暴力団追放に関する諸事業を推進することにより、暴力団の存在しない明るく住みよい地域社会の実現に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産500,108,788円のうち200,000,000円を出資している。
- 2 監査の結果
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

財団法人山口県老人クラブ連合会

- 1 県出資金及び県補助金について
本法人は、県内における老人クラブの普及と正常な発展を図り、老人の生活を健全で豊かなものにし、老人福祉の増進に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産等200,792,612円のうち80,000,000円を出資している。
また、県は、平成22年度において、老人クラブ等活動推進員設置事業県費補助金4,068,000円、山口県老人クラブ連合会事業費補助金1,587,000円及び高齢者相互支援推進・啓発事業県費補助金262,000円を支出している。
- 2 監査の結果
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

財団法人山口県建設技術センター

第 2348 号

(定期)

山口県報

平成24年4月13日 金曜日

- 1 県出資金について
本法人は、建設技術者の資質の向上を図るとともに、県及び市町が施行する建設事業の円滑で効率的な執行を支援し、もって良質な社会資本の構築に寄与することを目的として設立され、県は、基本財産10,000,000円のうち5,000,000円を出資している。
- 2 監査の結果
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

山口県職業能力開発協会

- 1 県補助金について
本協会は、県の地区内において職業能力の開発及び向上の促進に関する必要な業務を行うことにより、当該地区における職業能力の開発促進を図ることを目的として設立され、県は、平成22年度において、山口県職業能力開発協会費補助金39,028,000円及び山口県技能五輪・アピリンピック選手育成強化事業補助金3,638,680円を支出している。
- 2 監査の結果
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

おいでませ！山口国体・山口大会実行委員会

- 1 県補助金について
本会は、第66回国民体育大会（冬季大会を除く。）及び第11回全国障害者スポーツ大会を開催するために必要な事業を行うことを目的として設立され、県は、平成22年度において、おいでませ！山口国体・山口大会実行委員会補助金351,911,533円を支出している。
- 2 監査の結果
財政的援助に係る出納その他の事務の執行については、おおむね適正と認められた。

平成二十四年四月十二日印刷
平成二十四年四月十二日発行

発行人 山口県知事